

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・ 固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ 報告書（案）
- ・ 固定ブロードバンドサービスの品質測定手法等に関するガイドライン（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

我が国では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とし、ウェブ会議、テレワーク、遠隔教育、遠隔診療等の非対面・非接触で従来の活動を可能とするデジタルサービスが急速に普及した。これらのサービスを安定して利用するために必要となる固定ブロードバンドサービスは、社会経済活動や国民生活を支える上でより重要な役割を担うようになり、一層のサービスの品質の確保が求められる一方、消費者からは、通信速度が遅い、（特定の時間に）つながりにくい等の苦情・相談が毎年一定数寄せられているところです。

ウェブ会議をはじめとするインターネット上のデジタルサービスは、アクセス回線を提供する事業者に加え、ISP事業者やIX事業者、サービス提供事業者等のさまざまな事業者を経由して提供されており、アクセス回線である固定ブロードバンドサービスの品質は、これらの事業者間の接続形態や通信設備の態様の影響を受けるため、固定ブロードバンドサービスの通信品質の測定に係る手法はこれまで確立されていなかったところです。

こうした背景に対し、2020年12月から「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ」（主任：平野 晋 中央大学 国際情報学部長・教授。以下「検討会」といいます。）が開催され、公正、中立的かつ効率的な固定ブロードバンドサービスの品質測定手法や消費者への情報提供の在り方等について検討が行われ、令和6年5月に「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ 報告書（案）」（以下、「報告書（案）」といいます。）がとりまとめられました。

総務省は、検討会でとりまとめられた報告書（案）を基に、固定ブロードバンドサービスの実効速度等の品質測定手法を明確化するとともに、実際の品質測定の結果について、消費者に対して情報提供すべき事項やその在り方をまとめた「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法等に関するガイドライン（案）」（以下、「ガイドライン（案）」といいます。）を作成しました。

ついては、当該報告書（案）及びガイドライン（案）について、令和6年5月17日（金）から令和6年6月17日（月）までの間、意見を募集します。

3 資料入手方法

準備が整い次第、電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-Gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載します。

4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）または（３）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：broadband-quality_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 あて

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和6年5月17日（金）から令和6年6月17日（月）まで（必着）

（郵送の場合も令和6年6月17日（月）必着とします。）

6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である報告書（案）及びガイドライン（案）以外についての意見は、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しま

すので、あらかじめ御了承ください。

- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

担 当：木村課長補佐、荻原官

電 話：03-5253-5853

電子メールアドレス：broadband-quality _atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には「@」に変更してください。

意見書

令和6年 月 日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法の確立に関するサブワーキンググループ 報告書(案)」及び「固定ブロードバンドサービスの品質測定手法等に関するガイドライン(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見